

# 上宮聖徳法王帝説

——系譜の発生——

吳 哲 男

—

『上宮聖徳法王帝説』は、聖徳太子個人の事績を記録した「伝記」（いわゆる太子伝）としては現存最古のものである。そのうえ記事内容には、古事記・日本書紀を見て書いていない所伝のあることから、一時はその成立年代が記・紀以前の作と考えられていたこともあった。しかし、『帝説』研究史上に一時期を画する家永三郎の『上宮聖徳法王帝説の研究』によって、本書は、「一説して、何人もそのあまりに不統一なのを感ぜざるを得ないほどに異質の部分が混在し、かつ重複が多いなどの、一つのまとまった成書には類のない乱雑な内容をもっている」ことから、複数の史料から成る太子伝であること、したがって、本書今本の成立するまでにはきわめて複雑な過程を経ていることが明らかにされた。

そこで、まず家永説の分類（五部二十六段と裏書）によりながら、本書の内容を構成するとおよそ次の通りである。

第一部〔聖徳太子とその一族を中心とした皇室の系譜〕

第二部〔聖徳太子の伝記〕

第三部〔法隆寺金堂の二仏像と天寿国繡帳との各銘文の引用と

その内の二銘文の注釈文と巨勢三杖歌三首の引用〕

第四部〔聖徳太子の伝記及び関係史実の再補遺〕

第五部〔聖徳太子に関係深い五天皇の在位年間・死去年・陵と太子の生没年・墓等の記録〕

また、成立年代については次のような推定を行っている。

第一部〔皇極天皇二年～大宝年間〕

第二部〔奈良初期以降〕

第三部〔延喜十七年～平安中期頃〕

第四部〔天智朝～平安初期〕

第五部〔大宝以前〕

この、五つの部分に大別し、それを二十六段に細分する分類方法は、以後の『帝説』研究者が継承するところになり、ほぼ通説となつたといえる。したがって、近年の研究の方向は、家永説に異論となえる余地のある成立年代についての研究にその関心が注がれることになった。

近く、田中嗣人は『帝説』の各部分に詳細な検討を加え、その成立年代を推定しながら「帝説古本（第三部が書き加えられる以前の形）の成立背景には、既存の太子伝に対する不満や不備な点（例えば、従

来の伝承に法隆寺のことが余り採り入れられていないこと)を補足するため、古本編者(恐らく法隆寺系の人物)が先行文献を基礎にして、自己に都合のよい太子伝を編んだ可能性が強い」と述べ、『帝説』の成立過程を三段階に分ける考えを提出している。<sup>(1)</sup>

帝説古本原初形〔養老以前の「基本資料」(第一部第一〜五段)〈第二部第一段〉(第五部)〕を用いながら、養老に溯ることとはない〕

帝説古本形〔平安初期に降りない頃に、「補足資料」(第一部第六段)〈第二部第二〜六段〉(第四部第一〜六段)〕を加えることで編述された〕

帝説今本原初形〔平安初期〜中期頃に第三部が系統の異なる聖徳太子の事績記事の中間に加えられた〕

第三部後入説はつとに指摘されてきたところであり、また山田孝雄は元来第一部と第二部より成った帝説古本にそれぞれ対応する裏書として第五部と第四部とが追加されたと推測し、さらに第一部のみが帝説古本の原形であるとする考えもある。田中説はこれらの先行諸説を批判・継承したものであり、帝説古本の構成は基本的には、系譜記事と聖徳太子の事績、及び一種の皇統譜から成るものと考えている。

二

ここでは、帝説古本すなわち原『帝記』に係わる一・二の問題を〈古代文学〉のそれとして考えてみたい。そこでまず、田中嗣人が想定した帝説古本の原形を引用しておく。

伊波礼池辺双槻宮治三天下一橘豊日天皇。娶三庶妹穴穂郡部間人

王三為三太后二生児。既戸豊聰耳聖徳法王。次久米王。次殖粟王。次茨田王。

又天皇。娶三蘇我伊奈米宿禰大臣女子、名伊志支那郎女二生児。多米王。

又天皇。娶三葛木当麻倉首名比里古女子、伊比古郎女二生児。乎麻呂古王。次須加豆古女王。此王拜三祭伊勢神前。合聖王兄弟七王子也。

聖徳法王。娶三膳部加多夫古臣女子、名善岐岐美郎二生児。春米女王。次長谷王。次久波太女王。次波止利女王。次三枝王。次伊止志古王。次麻呂古王。次馬屋古女王已上八人。

……(第一部第一〜五段)

少治田宮御宇天皇之世。上宮既戸豊聰耳命・嶋大臣共輔三天下政、而興三隆三宝、起三元興・四天王等寺。制三爵十二級。大徳。少徳。大仁。少仁。大礼。少礼。大信。少信。大義。少義。大智。少智。(第二部第一段)

志婦嶋天皇。治三天下二卅一年。辛卯年四月崩。陵在陵前坂合岡也。

他田天皇。治三天下二十四年。乙巳年八月口。陵在川内志奈口口。

池辺天皇。治三天下二三年。丁未年四月崩、或云内川志奈我中尾口。

倉橋天皇。治三天下二四年。壬子年十一月崩、或云内所滅也。陵在倉橋岡在也。

少治田天皇。治三天下二卅六年。戊子年三月崩、陵在大野岡也。或云川内志奈我山田寸。

上宮聖徳法王。又云法主王。甲午年産。壬午年二月廿二日薨逝也。生卅九年。少治田宮。為三東宮也。墓川内志奈我岡也。(第五部)

これを見ると、個人の伝記とはいっても行実の記録よりも系譜記事の方に重要な位置の与えられていることが判る。特に太子の死を記すところでは、それが直接王権の系譜に連らなるものであること

が確認されている。古代の系譜は何よりもまず王権及びそれに係わる系譜であり、それ以外のものは存在しない。このような意味で系譜は神話に先行する、というよりもむしろ神話以上に神話的である。いわばそれは雑音に抗して送られる信号のようなものであり、それ自体で中心(秩序)を形成する機能をもっている。換言すれば、王権の系譜とは差異(秩序)の体系である。この体系化(差異化)によって初めて氏族は相対的に自立し、氏族伝承は発生しうるのである。

一般に、古事記冒頭の神統譜の叙述様式と『帝説』冒頭の太子の系譜記事とは、一々の神名(人名)の前に「次」をおく書式をもつ点で一致しているといわれている。しかし、厳密に言えば古事記の神統譜は「次に成る」という独自の論理をもつことで『帝説』とは異っている。本居宣長が述べているように「次」は、

都具は都豆久とも同言なれば、都芸も都豆伎と云に同じ、さて其に縦横の別あり、縦は、たとへば父の後を子の嗣たぐひなり、横は、兄の次に弟の生るる類なり、記中に次に次とあるは、皆此の横の意なり(記伝巻の三)。

であって、本来ここからは「系譜」あるいは「世代」の概念はでてこないはずである。また、「成る」についても宣長が、

那流と云ふ言に三の別あり、一には、無りし物の生り出るを云ふ、神の成坐と云は其意なり、二には、此の物のかはりて彼の物に変化を云ふ、豊玉比売命産坐時化ニ八尋和邇たまひし類なり、三には、作事の成終るを云ふ、国難成とある、成の類なり(記伝巻の三)。

といているように、「成る」は必ずしも「作る」と対立する概念ではない。今、なぜこのようなことを問題にするかといえは、この

部分を論ずる者の多くが丸山真男の『歴史意識の「古層」』の「成る」論理を肯定的に引用し、自説の補強としているからである。

古事記は、神統譜からイザナギとイザナミの未完成に終わった「国作り」神話までの展開を、「成る」↓「生む」↓「作る」の順で叙述している。宣長はこれを同一範疇に属するものとして説明している。この宣長説をふまえながら丸山真男は、にもかかわらず「生む」「作る」がより強く「成る」へ親和してゆく、「成る」発想の優位こそ日本の歴史意識・国家意識にとって重要であると述べている。しかし、このようにいう丸山説の前提には「成る」と「作る」は対立する概念で、明確な主体の存在する「作る」論理は西欧に固有のものであり、自然に「成る」国家は東洋に固有のものであるという思考が隠されている。ここでは丸山が自明の前提としたヘーゲルの発展段階論的な「歴史哲学」を排すると、逆に「作る」論理の中に「成る」ものを見出してゆく視点が重要になってくる。

「成る」ものが歴史の古層にあって、その後に「作る」が附加されてくるのではなく、逆に古代王権の系譜(秩序)の確立を前提として、誰が国を「作った」か、誰が人を「作った」か、誰が神を「作った」かと問うていって、論理の行きつくところに見出されたものが「成る」である。すなわち、「誰が作ったかわからないもの」|| 「自然が作ったもの」「混沌が作ったもの」のことを「成る」といった。これを時間軸に置きかえれば、始源の神々が「成る」とされるのは論理上当然である。そして、これは神話を構成する上での古事記独自の思弁的な論理である。<sup>(3)</sup>

「系譜」が成立するためには、その前提に親と子という「世代」

の觀念が必要である。世代の觀念が時間意識をうむからである。「世代」を形成するためには親と子が婚することを禁止しなければならぬ。その間に子ができると、親と子は兄弟になってしまい、差異は抹消され「世代」は崩壊するからである。しかし、一方で親と子は男と女でもあるから子を作るとは可能である。そこで近親相姦のタブーを「制度」として外化する必要があるのである。

「世代」の觀念が成立すれば、直ちに「系譜」(歴史意識)が発生するかといえはそうでもない。古代の村落共同体のレベルでいえば、すでに古橋信孝が述べているように、三世代以上の時間は「共同体の現実の体験としては認知しえないものである。……それは体験されないものゆえ、昔として認識される。つまり老人の世代から三代以上前は昔としていわば無時間的に一括して位置づけられることになる<sup>(1)</sup>」からである。これを私なりの言葉でいうと、村落共同体の時間は神話的構造に還元されるということになる。したがって、共同体は相互に異質な時間を生きることになる。比較の基準がないから、一族として相対的に自立することもない。このような異質な時間が打破されるのは、王権による一元性を強いられた時である。結果としては、王権の一元化にまきこまれた時、氏族の系譜は獲得されている。例えば、稲荷山古墳出土の鉄劍の銘文には、「杖刀人の首<sup>ヌサ</sup>が「上祖オホヒコ」から劍を作った「ヲワケノ臣」に至るまでの八代の系譜を記しているが、そこには「辛亥年」の年紀と共に「ワカタケル大王」の大王名が記されているのである。

それでは、王権自身の系譜はどのようにして獲得されたのであるか。

## 三

原『帝説』の語る太子の事績は、仏教の興隆と儒教政治の導入である。個人の伝記が発生するためには、これら東アジアの「均質空間」<sup>(3)</sup>の延長上にある觀念の裏づけを必要とした。こうした「觀念」に依拠するのが古代の伝記の「様式」であった。

ところで、太子の父用明天皇は、書紀によれば「仏法を信じたまひ、神道を尊びたまふ」(用明紀)とあって、宗教的素質のあったことが記されている。この意味で注目されるのは、用明の皇女(太子とは異母兄妹)酢香手姫(『帝説』に須加氏古とある)が「伊勢神宮に拝して、日神の祀に奉らしむ」(用明紀)と語られていることである。

『帝説』にも「此王拜<sup>ニ</sup>祭伊勢神前<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>三天皇也<sup>」</sup>とあり、また異伝として「三十七年の間、日神に奉る。自ら退きて薨せましぬ」(用明紀)とあるから、この皇女が伊勢斎宮の巫女としてその生涯を終えたことは明らかである。

太子を巫系出自として想定するとその命名の由縁も理解しやすい。「鹿戸豊聰耳」の「トヨトミミ」とは耳がさとい意である。耳は古代の人名としては一般的であるが、特に耳がさとい場合事情が異なる。それは「耳の穴がよく通って神の声をよく聞き得る人」すなわちシャーマンを意味しているからである。神武記に「神八井耳命：僕者扶<sup>ニ</sup>汝命<sup>」</sup>為<sup>ニ</sup>忌人<sup>」</sup>而<sup>ニ</sup>仕奉也<sup>」</sup>とあるのはその一例である。

しかし、一口にシャーマンといっても次のような問題がある。例えば、「識<sup>ニ</sup>未然<sup>」</sup>」(崇神紀)という言葉は本来巫祝の特殊な予知能力を表現しているが、崇神紀の場合はヤマトトトビモソ姫が不吉

の前兆として神の声を聞いたことに對して用いられている。ところが、これを聖徳太子の一度に十人の訴えを正しく処理したことや内教外典に通達していた能力に對していわれた「知三未然」(推古紀)

に比較してみると両者の間にははっきりとした断層がある。これは巫系社会における階級分化とも対応するもので、ここに二つのシャーマンの出現を想定する必要がある。一は民族宗教に即した伝統的シャーマンであり、他は東アジアの文化と接触することによって新たに古代の文化的基盤を築いていった人々であり、知的シャーマンとも呼ぶべき一派(古代日本に顕著な尼僧などもふくむ)である。聖徳太子は、こうした新しい「觀念」を形成しうる知的シャーマンの流

れの顕在化したものと考えることが出来る。

『帝説』に内在する系譜や個人の伝記の發生に係わる問題の契機を右のように想定してみたい。

〈注〉

- (1) 田中嗣人「聖徳太子伝の整理」(『日本書紀研究』十一)
- (2) 山田孝雄「上宮聖徳法王帝説の研究」書評(『国語と国文学』三十卷八号)
- (3) これについてはすでに『古代文学』二十一号で論じた。
- (4) 古橋信孝「神話と歴史」(『上代文学』四十二号)
- (5) 古代王権が東アジアの「均質空間」にまきこまれることによって異質な文化を同一化し、それを量的差異に還元することで氏族伝承を相対化したことについては、拙稿「古代文学の変革・断章」(シリーズ・古代の文学6)で述べた。

人麻呂文学の形成

日本における『歌集』の成立—人麻呂の場合—……渡瀬 昌忠

夏期セミナー発表要旨

記所伝の弓 ……長瀬 治

万葉集の方法論を探る ……町方 和夫

11号(昭和四十六年十二月三十一日発行)

「日の皇子」と「天の日嗣」

—「日」の思想と表現をめぐって— ……戸谷 高明

高橋虫麿の態度—浦島伝説の亀をめぐって— ……町方 和夫

旅人・憶良私記—その歌の構成をめぐって— ……林田 正男

東歌にとって意味とは何か ……渡 部和雄

靈異記小考—寂林法師の説話の伝承系譜を中心に— ……露木 悟義

13号(昭和四十九年三月三十一日発行)

万葉集巻七雑歌部の成立—古歌集と人麻呂歌集—……渡瀬 昌忠

「渾沌如鶏子」註釈への疑義 ……塚田 六郎

大殿ごもり考 ……尾崎 暢殃

万葉集巻十三の意味—その異質性を中心として— ……大久間喜一郎

萱草小考 ……引木 俱侑

12号(昭和四十七年十二月三十一日発行)

〈第一五〇回記念大会特輯号〉

再考・大国主神の性格 ……三谷 栄一

古代日本における神代感の生育 ……賀古 明

明日香皇女殯宮歌の発想—永却への庶幾— ……大久間喜一郎

万葉と老 ……市村 宏

例会発表要旨